

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		新座市立公民館条例第16条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)